

名古屋市運動型通所サービス（仮称）の人員、設備及び運営に関する基準（案）

I 総則

（趣旨）

第1 この基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6第1項第2号の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業（以下「第1号事業」という。）のうち省令第140条の63の2第1項第3号イに規定する旧介護予防通所介護にかかる基準を緩和した事業者によって実施されるサービス（以下、「運動型通所サービス」という。）にかかる人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 予防専門型通所サービス

法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち省令第140条の63の2第1項第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するものをいう。

(2) 予防専門型通所サービス指定事業者

市が指定した予防専門型通所サービスを提供する事業者をいう。

(3) 運動型通所サービス指定事業者

市が指定した運動型通所サービスを提供する事業者をいう。

(4) 利用料

法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費の支給の対象となる費用にかかる対価をいう。

(5) 運動型通所サービス基準額

利用料の算定について、別に定める運動型通所サービス基準の例により算定した費用額（当該費用が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）

(6) 法定代理受領サービス

法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり法第115条の45の3第1項の指定事業者（以下「指定事業者」という。）に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。

(7) 介護予防支援事業者等

法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者および法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。

(8) 要支援認定等

法第 32 条第 1 項に定める要支援認定を受けた者および省令第 140 条の 62 の 4 第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当する被保険者をいう。

(一般原則)

- 第3 運動型通所サービス指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 2 運動型通所サービス指定事業者は、サービスの事業を運営するにあたっては、地域との結びつきを重視し、市、他の指定事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

II 運動型通所サービス

<基本方針>

- 第4 運動型通所サービスの事業は、原則として介護予防マニュアル（厚生労働省介護予防マニュアル改訂委員会作成：平成 24 年 3 月改訂版）に準ずるものとし、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

<人員に関する基準>

(従業者の員数)

- 第5 運動型通所サービス指定事業者が、運動型通所サービスを行う事業所（以下、「事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、指定運動型通所サービスの単位ごとに、当該運動型通所サービスを提供している時間帯に従業者が勤務している時間数の合計数を当該運動型通所サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が 10 人までの場合にあっては専従で 1 人以上、10 人を超える場合にあっては専従の 1 人に 10 人を超える部分の利用者の数に応じて必要数を加えた数以上とする。
- 2 運動型通所サービス指定事業者は、指定運動型通所サービスの単位ごとに、前項の従業者を常時 1 人以上当該指定運動型通所サービスに従事させなければならない。
- 3 第 1 項の従業者は、医師、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、機能訓練指導員、経験のある介護職員、柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターが実施する「介護予防運動指導員養成事業」を修了し登録された者（以下、「介護予防運動指導員」という。）又は公益財団法人健康・体力づくり事業財団が実施する健康運動指導士養成講習会を修了し登録された者（以下、

健康運動指導士) という。) 等をもって充てなければならない。

ただし、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師については、公益社団法人日本柔道整復師会が実施する「機能訓練指導認定柔道整復師講習会」を修了し登録された者、もしくは介護予防運動指導員をもって充てなければならない。

なお、公益社団法人愛知県柔道整復師会（以下「愛知県柔道整復師会」という。）に所属する会員については、名古屋市及び愛知県柔道整復師会に対して事業運営に関する「誓約書」を交わさなければならない。

- 4 運動型通所サービス指定事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者又は予防専門型通所サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、運動型通所サービスの事業と指定介護予防通所介護の事業、指定通所介護の事業及び予防専門型通所サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、それぞれ指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下、「指定居宅サービス等基準」という。）第 93 条第 1 項から第 7 項まで又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下、「指定介護予防サービス等基準」という。）第 97 条第 1 項から第 7 項まで又は名古屋市予防専門型通所サービス（仮称）の人員、設備及び運営に関する基準（以下「予防専門型通所サービス基準」という。）第 5 第 1 項から第 7 項に規定する基準を満たすことに加え、サービスの利用者の数に応じて必要数の従業者を置くことをもって前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

- 第6 運動型通所サービス指定事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する専従の管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理に支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

<設備に関する基準>

- 第7 事業所には、事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに運動型通所サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項の専用の区画の面積は、3 平方メートルに運動型通所サービスの利用定員を乗じて得た面積以上とすること。
- 3 第 1 項の設備は、専ら運動型通所サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する運動型通所サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 前項ただし書の場合（運動型通所サービス指定事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に運動型通所サービス以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届出るものとする。
- 5 運動型通所サービス指定事業者が指定通所介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者又は予防専門型通所サービスの指定を併せて受け、かつ、運動型通所サービスの事業と指定介護予防通所介護の事業、指定通所介護の事業又は予防専門型通所サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、それぞれ指定居宅サービス等基準第 95 条第 1 項から第 3 項まで又は指定介護予防サービス等基準第 99 条第 1 項から第 3 項まで又は予防専門型通所サービス基準第 7 第 1 項から第 3 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

<運営に関する基準>

（内容及び手続きの説明及び同意）

第8 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、第 22 の運営規定の概要、運動型通所サービス従業者等の勤務の体制その他の利用申込者の運動型通所サービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 運動型通所サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 4 項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織（送信者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この項目において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、運動型通所サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに情報を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、運動型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその

旨を記録する方法)

- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報の内容を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、ファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、運動型通所サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- 5 運動型通所サービス指定事業者は、第2項の規定により第1項の重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
 - (1) 第2項各号に規定する方法のうち運動型通所サービス指定事業者が使用するもの
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 6 前項の規定による承諾を得た運動型通所サービス指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項の重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供困難時の対応)

第9 運動型通所サービス指定事業者は、その事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に運動型通所サービスを提供する地域をいう。以下この章において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な運動型通所サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等への連絡、適当な他の運動型通所サービス指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10 運動型通所サービス指定事業者は、利用者から運動型通所サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証及び負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間、負担割合を確かめるものとする。

2 運動型通所サービス指定事業者は、前項の被保険者証に法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、運動型通所サービスを提供するよう努めなければならない。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第 11 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 運動型通所サービス指定事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間の満了日の 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第 12 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）第 30 条第 9 号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携）

第 13 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供）

第 14 運動型通所サービス指定事業者は、介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った運動型通所サービスを提供しなければならない

（介護予防サービス・支援計画書等の変更の援助）

第 15 運動型通所サービス指定事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

（サービスの提供の記録）

第 16 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスを提供した際には、当該運

動型通所サービスの提供日及び内容、当該運動型通所サービスについて法 53 条第 4 項及び法第 115 条の 45 の 3 第 3 項の規定により利用者に代わって支払を受ける第 1 号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画書又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスを提供した際には、提供した具体的な運動型通所サービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

- 第 17 運動型通所サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する運動型通所サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該運動型通所サービスに係る運動型通所サービス基準額から当該運動型通所サービス指定事業者を支払われる第 1 号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- 2 運動型通所サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない運動型通所サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、運動型通所サービスに係る運動型通所サービス基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 運動型通所サービス指定事業者は、前 2 項に規定する支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) おむつ代
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、運動型通所サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 4 運動型通所サービス指定事業者は、第 3 項の費用の額に係る運動型通所サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該運動型通所サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

- 第 18 運動型通所サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない運動型通所サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した運動型通所サービスの内容、費用の額その他必要と認めれる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第 19 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなけれ

ばならない。

- (1) 正当な理由なしに運動型通所サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって運動型通所サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第 20 運動型通所サービス従業者は、運動型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第 21 事業所の管理者は、当該事業所の従業者の管理及び運動型通所サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者はこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第 22 運動型通所サービス指定事業者は、事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 運動型通所サービスの利用定員
- (5) 運動型通所サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) サービス利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第 23 運動型通所サービス指定事業者は、利用者に対し適切な運動型通所サービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 運動型通所サービス指定事業者は、事業所ごとに当該事業所の従業者等によって運動型通所サービスを提供しなければならない。

3 運動型通所サービス指定事業者は、従業者等に対し、資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第 24 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの利用定員を超えて運動型通所サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第 25 運動型通所サービス指定事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他の必要な訓練を行なわなければならない。

(衛生管理等)

第 26 運動型通所サービス指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 運動型通所サービス指定事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第 27 運動型通所サービス指定事業者は、事業所の見やすい場所に第 22 の運営規程の概要、従業者等の勤務の体制その他の利用申込者の運動型通所サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第 28 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 運動型通所サービス指定事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 運動型通所サービス指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第 29 運動型通所サービス指定事業者は、事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

- 2 運動型通所サービス指定事業者は、当該事業について広告する場合においては、医療法、柔道整復師法、あん摩はりきゅうマッサージ法その他関係法令を遵守しなければならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

- 第 30 運動型通所サービス指定事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の指定事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(利用者及びその家族に対する営業行為の禁止)

- 第 31 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの利用者及びその家族に対し、当該運動型通所サービス指定事業者の営利になる営業行為をしてはならない。

(苦情処理)

- 第 32 運動型通所サービス指定事業者は、提供した運動型通所サービスに係る利用者からの苦情及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、これらの苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 運動型通所サービス指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
 - 3 運動型通所サービス指定事業者は、提供した運動型通所サービスに関し、法第 115 条の 7 第 1 項及び法第 115 条の 45 の 7 第 1 項の規定により市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めもしくは依頼又は当該市の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
 - 4 運動型通所サービス指定事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
 - 5 運動型通所サービス指定事業者は、提供した運動型通所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規程する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
 - 6 運動型通所サービス指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

- 第 33 運動型通所サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した運動型

通所サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第 34 運動型通所サービス指定事業者は、利用者に対する運動型通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 運動型通所サービス指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。
- 3 運動型通所サービス指定事業者は、利用者に対する運動型通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 運動型通所サービス指定事業者は、第 7 第 4 項の運動型通所サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第 1 項及び第 2 項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(会計等の区分)

- 第 35 運動型通所サービス指定事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、運動型通所サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録等の整備)

- 第 36 運動型通所サービス指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。
- 2 運動型通所サービス指定事業者は、利用者に対する運動型通所サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から 2 年間（第 2 号に掲げる記録については 5 年間）保存しなければならない。
- (1) 第 40 第 1 項第 2 号に規定する「支援計画」
 - (2) 第 16 第 2 項に規定する提供した具体的な運動型通所サービスの内容等の記録
 - (3) 第 19 に規定する市への通知に係る記録
 - (4) 第 32 第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第 34 第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(食料及び飲料水の備蓄)

- 第 37 運動型通所サービス指定事業者は、非常災害に備え、利用者及び従業者の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄しなければならない。

(暴力団の排除)

第 38 運動型通所サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利用することとならないようにしなければならない。

<介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準>

（運動型通所サービスの基本取扱方針）

第 39 運動型通所サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 運動型通所サービス指定事業者は、自らその提供する運動型通所サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの提供に当たり、単に利用者の運動の機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者が運動の習慣化を図り、サービス終了後も主体的に介護予防に取り組めるよう働きかけることにより、できる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して運動型通所サービスの提供に当たらなければならない。
- 4 運動型通所サービス指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法による運動型通所サービスの提供に努めなければならない。
- 5 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。
- 6 運動型通所サービスの提供を行う期間等については、原則、週 1 回、6 ヶ月以内とし、利用者が自ら通うものとする。

（運動型通所サービスの具体的取扱方針）

第 40 運動型通所サービスの方針は次に掲げるところによるものとする。

- (1) 運動型通所サービスの提供に当たっては、主治の医師からの情報伝達、サービス担当者会議を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等、利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うこと。
- (2) 運動型通所サービス事業所の管理者は、前号の日常生活全般の状況及び利用者の希望を踏まえて、運動型通所サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な運動型通所サービスの内容、運動型通所サービスの提供を行う期間等について定めた支援計画（以下「支援計画」という。）を作成すること。
- (3) 運動型通所サービス事業所の管理者は、既に介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画書の内容に沿って支援計画を作成しなければならないこと。

- (4) 運動型通所サービス事業所の管理者は、支援計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。
 - (5) 運動型通所サービス事業所の管理者は、支援計画を作成した際には、当該支援計画を利用者に交付しなければならないこと。
 - (6) 運動型通所サービスの提供に当たっては、支援計画に基づき、利用者が日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うこと。
 - (7) 運動型通所サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、運動型通所サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
 - (8) 運動型通所サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、これを行うこと。
 - (9) 運動型通所サービス事業所の管理者は、支援計画に基づく運動型通所サービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該支援計画に係る利用者の状態、当該利用者に対する運動型通所サービスの提供状況等について、当該運動型通所サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、支援計画に記載した運動型通所サービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該支援計画の実施状況の把握（以下この項目において「モニタリング」という。）を行うこと。
 - (10) 運動型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を運動型通所サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければならないこと。
 - (11) 運動型通所サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて支援計画の変更を行うものとする。
- 2 前項第1号から第10号までの規定は、同項第11号に規定する支援計画の変更について準用する。

(運動型通所サービスの提供に当たっての留意点)

第41 運動型通所サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの提供に当たり、アセスメントにおいて把握された課題、運動型通所サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟な運動型通所サービスの提供に努めること。
- (2) 運動型通所サービス指定事業者は、支援計画に沿って国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切な運動器機能向上サービスを提供すること。
- (3) 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を

伴う運動型通所サービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

- (4) 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの提供に当たり、1回のプログラムは学習時間、ウォーミングアップ、主運動、クーリングダウンを含め、1時間から1時間30分程度を目途とすること。

(安全管理体制等の確保)

- 第 42 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。
- 2 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
 - 3 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度な運動型通所サービスの内容とするよう努めなければならない。
 - 4 運動型通所サービス指定事業者は、運動型通所サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。